

守谷市建設工事条件付一般競争入札実施要綱新旧対照表

改 正	現 行
<p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 一般競争入札に参加できる者(以下「入札参加資格者」という。)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により許可を受けた建設業許可業者で、かつ、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、本市の登録者名簿に登録された者であって、次に掲げる要件の全てを備えているものとする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 暴力団員等(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する<u>暴力団員</u>をいう。以下同じ。)及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)でないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1件の請負金額が<u>3,500万円</u>以上の建設工事(建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>以上)については、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条に基づき、専任の主任技術者又は監理技術者を置くものとするが、請負金額が<u>3,500万円</u>(建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>)に満たないときにおける1人の主任技術者又は監理技術者が受け持つことが</p>	<p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 一般競争入札に参加できる者(以下「入札参加資格者」という。)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により許可を受けた建設業許可業者で、かつ、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、本市の登録者名簿に登録された者であって、次に掲げる要件の全てを備えているものとする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 暴力団員等(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する<u>暴力団</u>をいう。以下同じ。)及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)でないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1件の請負金額が<u>2,500万円</u>以上の建設工事(建築一式工事の場合は<u>5,000万円</u>以上)については、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条に基づき、専任の主任技術者又は監理技術者を置くものとするが、請負金額が<u>2,500万円</u>(建築一式工事の場合は<u>5,000万円</u>)に満たないときにおける1人の主任技術者又は監理技術者が受け持つことが</p>

できる工事件数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1件の請負金額が900万円（建築一式工事の場合は1,800万円）未満の工事については4件までとする。
- (2) 1件の請負金額が900万円（建築一式工事の場合は1,800万円）以上3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の工事については2件までとする。
- (3) 前号の請負金額の合計額は6,000万円（建築一式工事の場合は1億2,000万円）を超えることはできない。ただし、建築一式工事と他の工事に同時に従事する場合は、建築一式工事の請負金額の2分の1とその他の工事の請負金額の合計額が6,000万円を超えることができない。

4及び5 （略）

できる工事件数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1件の請負金額が700万円（建築一式工事の場合は1,400万円）未満の工事については4件までとする。
- (2) 1件の請負金額が700万円（建築一式工事の場合は1,400万円）を超え2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）未満の工事については2件までとする。
- (3) 前号の請負金額の合計額は4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を超えることはできない。ただし、建築一式工事と他の工事に同時に従事する場合は、建築一式工事の請負金額の2分の1とその他の工事の請負金額の合計額が4,000万円を超えることができない。

4及び5 （略）